

安平・厚真行政事務組合のページ

～4月1日から新たな「ごみ減量化」への取組～ 「廃プラスチック類」分別収集開始！

■住民説明会開催しました！

昨年11月に安平町・厚真町両町において、4月から開始される「廃プラスチック類」の分別収集に係る住民説明会が開催されました。参加者からは次のような質問が出されましたので、分別の参考にしてください。



- (質問) わさびや歯磨き粉等の汚れが落ちにくいチューブ類も、きれいに洗って出さないといけないのですか？
- (回答) 簡単に汚れが落ちない場合は、無理をしないでプラのマークがついているものは「もやせるごみ」、ついていないものは「もやせないごみ」へ入れて出しても構いません。
- (質問) プラスチック収集に出せないものとして「50cm以上のプラスチック製品」がありますが、切るなどして小さくしたものは出しても良いのですか？
- (回答) 小さくして資源回収袋に入れば、出しても構いません。ただし、家電リサイクル法に規定されているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどを解体しプラスチックとして出すことは法律違反になります。リサイクル料金を支払い、適正に処理してください。
- (質問) カップラーメン等のがさばるものは、割るなどして出しても良いのですか？
- (回答) がさばるものは、資源回収袋にたくさん入るように割って出しても構いません。
- (質問) みかん等が入っているネットに金具がついていますが、取らなくても良いのですか？
- (回答) 金具の部分はハサミで切るなどして取り除いて、ネットは資源回収袋に入れて出してください。(金具は「もやせないごみ」へ)
- (質問) 4月からはペットボトルのラベルをはがすということで、統一されるということですか？
- (回答) ペットボトルのラベルも「廃プラスチック類」の対象となります。必ずはがしてキャップと一緒に「廃プラスチック類」として出してください。なお、ペットボトルの容器は従来と同じ曜日(第1・第3水曜日回収)となります。

収集日などの詳細については、次回の広報あびら3月号でお知らせします。併せて「ごみ分別ガイドブック」の改訂版を各戸配布しますので、参考にしてください。

お
願
い

廃プラスチック類の分別収集開始は4月1日以降です。

最近、スナック菓子の袋やトレイなどの廃プラスチックごみを「もやせないごみ」の袋に入れるケースが町内で一部見受けられますが、3月31日までは従来どおり「もやせるごみ」ですので、お間違えないよう皆様のご理解とご協力をお願いします。